

3 埋立ての必要性 について

(1) 必要理由

- ・土地利用にあたって埋立てる必要があるのか
- ・土地利用にあたって公有水面を廃止する価値があるのか
- ・今埋立てを開始しなければならないか
- ・埋立地の用途に照らして適切な場所か
- ・施行主体として適格といえるか 等

(2) 埋立地の規模

- ・埋立地の用途及び土地利用計画からみて、埋立地の規模が適正か

◎ 県の主張

- ・普天間飛行場移設問題の喫緊の課題は、危険性の除去であり、一日も早い移設・返還の実現が必要
- ・地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能
- ・日本国内の他の地域への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる

◎ 辺野古漁港内の作業ヤード埋立てについて、代替性の観点から審査中である

一方、弁護士の見解によると、

- ◎ 公有水面埋立の許認可は法定受託事務であり、基地が要らないことをもって埋立ては要らないとすることは、裁量の範囲外となる可能性が大
- ◎ ただし、政治的な判断により埋立ては要らないとすることも1つの判断である

4 公益上の観点からの特別な事由の有無 について

- (1) 免許禁止基準(法第4条第1項各号)にすべて適合している場合であっても、公益上の点から免許(承認)すべきでない判断される特別な事由がないか

例えば、埋立地の地盤の高さが、背後地の地盤の高さ、埋立地のその用途に従った利用、その他を総合的に判断して、排水、埋立地内での人命財産の保全等の観点から著しく不相当と認められないか

- ◎ 普天間飛行場の代替施設を辺野古地域に移設することについての、公益上の観点の判断が必要

5 既存の埋立権との関係 について

- ・既存の埋立権がある場合に限る

- ◎ 該当なし

6 その他 について

- (1) 埋立区域等の範囲の妥当性

- ・埋立地(陸地)と公有水面の境界を、春分又は秋分における満潮位等により、埋立区域が決められているか 等

- ◎ 平成24年(2012)の秋分の目の満潮位(+1.97m)により、埋立区域が決められている



※適合している

- 国土利用上適正かつ合理的かについては、飛行場の供用による騒音問題、ジュゴンへの影響をどの様に判断するかがポイント  
→ 環境生活部の見解を基に判断
- 環境保全への配慮については、環境影響評価書に対し、「当該評価書で示された環境保全措置等では、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能」とした知事意見への対応がポイント → 環境生活部の見解を基に判断
- 利害関係人との調整については、辺野古漁港内の名護市が管理する傾斜堤護岸、防波堤の取扱いがポイント
- 埋立ての必要性については、その判断が法定受託事務の裁量の範囲を逸脱するか否かがポイント
- 名護市長及び環境生活部の意見 等